

裁判員制度に関する特別世論調査

平成 19 年 2 月

調査時期：平成 18 年 12 月 14 日から平成 18 年 12 月 24 日
調査対象：全国 20 歳以上の者 3,000 人
回収数：1,795 人 (59.8%)

話は変わりますが、次に時事問題として、「裁判員制度」についてお伺いします。

(〔資料〕を提示して、調査対象者によく読んでもらった上で、以下の質問を行う)

〔資料〕

平成 16 年に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立したことを受け、平成 21 年に「裁判員制度」がスタートします。

「裁判員制度」は、国民から無作為に選ばれた裁判員が、殺人などの重大事件の刑事裁判で裁判官と一緒に裁判をするという制度です。

Q 1 〔回答票 18〕あなたは、「裁判員制度」が始まることをご存じですか。

(80.7)	(19.3)
(ア)	(イ)
知っている	知らない
↓	→ (Q 2 へ)

S Q 〔回答票 19〕裁判員制度の内容について、どのようなことをご存じですか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.) (N=1,449)

- (68.2) (ア) 裁判員は、裁判官と一緒にあって、有罪・無罪の判断や刑の内容(重さ)を決める
- (15.5) (イ) 裁判員が参加する裁判は、重大な刑事事件の裁判のみである
- (30.3) (ウ) 多数決を行う場合、裁判官の一票と裁判員の一票は同じ重さである
- (31.5) (エ) 裁判員となるために、法律の知識は不要である
- (30.2) (オ) 裁判員となるために必要な休みを取ることができる
- (10.1) (カ) 70 歳以上の方は裁判員となることを辞退することができる
- (18.4) (キ) 裁判員には日当や交通費が支払われる
- (50.7) (ク) 裁判員としての仕事を行った際に知ったことの中には、他人に話してはいけないことがある
- (0.3) その他 ()
- (13.0) わからない

(M. T. =268.2)

(全員に)

Q 2 【回答票 20】 裁判員は、20 歳以上の国民のなかから、くじ等の方法で、無作為に選ばれ、裁判員に選ばれた場合、その役目を果たすことは義務とされています。あなたは、裁判員として、刑事裁判に参加したいと思いますか。この中から 1 つだけお答えください。

- (5.6) (ア) 参加したい
- (15.2) (イ) 参加してもよい
- (44.5) (ウ) あまり参加したくないが、義務であるなら参加せざるをえない
- (33.6) (エ) 義務であっても参加したくない
- (1.2) わからない

Q 3 【回答票 21】 あなたは、仮に、裁判員として刑事裁判に参加するとした場合、不安に感じる点は何ですか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

- (42.0) (ア) 裁判の仕組みが分からない
- (44.5) (イ) 冷静に判断できるか自信がない
- (40.5) (ウ) 専門家である裁判官の前で自分の意見を発表することができるか自信がない
- (64.5) (エ) 自分達の判決で被告人の運命が決まるため責任を重く感じる
- (39.1) (オ) 被告人やその関係者の逆恨み等による身の安全性
- (18.7) (カ) 裁判参加による仕事に対する支障
- (10.3) (キ) 裁判参加による養育や介護に対する支障
- (20.3) (ク) 守秘義務を守り通せるか自信がない
- (3.7) (ケ) 特に不安を感じない
- (0.4) その他 ()
- (2.3) わからない

(M. T. =286. 4)